

議案第 32 号

伊賀市自治基本条例の一部改正について

伊賀市自治基本条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年2月22日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市自治基本条例の一部を改正する条例

伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」を「第45条の2」に改める。

第3条第2号中「各地域」を「地域」に改める。

第18条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条第2項第4号中「定める」を「掲げる」に改める。

第24条中「各号」を「次」に、「さす」を「指す」に改める。

第26条第1項中「次の号」を「次」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第27条第1項中「次の各号」を「次」に改める。

第30条第1項中「次の号」を「次」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第33条中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第155条第1項で定める支所の管轄する区域ごとに複数の住民自治協議会又は地域振興委員会が設置される場合、市長」を「市長」に、「支所単位」を「第37条に規定する支所単位」に改め、「設置する」の次に「ことができる」を加える。

第34条第1項中「次の号」を「次」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第37条第1項中「法第155条第1項で定める」を削り、同条第2項を次のように改め

る。

- 2 支所の位置及び所管区域並びに支所で行う業務の範囲は、市長が別に定める。

第6章第2節中第46条の前に次の2条を加える。

(総合計画)

第45条の2 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定するものとする。

- 2 総合計画は、市の最上位計画とし、他の計画は、総合計画に即して策定するものとする。

(広域連携)

第45条の3 市は、国及び三重県と対等の立場に立ち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。

- 2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、共通する課題及び広域的な課題の解決に取り組むものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。